

## 第5 住民投票の投票資格及び請求資格

### 1 年齢要件

《20歳以上とする考え方》

- 公職選挙法では、選挙権について年齢要件を20歳以上としている。また、法律（地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律等）に基づいて実施される住民投票は、公職選挙法を準用しており、投票権の年齢要件を20歳以上としている。
- 日本国憲法の改正手続に関する法律では、国民投票の投票権について、年齢満18歳以上の日本国民が有することとしている。ただし、必要な法制上の措置が講じられ、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間は、年齢満20歳以上の者が投票権を有することとしている。
- 公職選挙法による選挙と住民投票条例による住民投票とは、一定の判断を投票行為により示すものである。そのため、住民投票の投票資格についても、公職選挙法と同様に20歳とする。

《20歳未満の特定の年齢以上とする考え方》

- 未成年者に対する政治的啓発としての効果や住民投票の結果が将来の世代に及ぼす影響を考慮し、次世代への権利として、対象年齢を引き下げる。
- 若年層に対する教育的効果を期待するとともに、市政をはじめとする政治的な関心を高めるとため、対象年齢を引き下げる。
- 苫小牧市市民参加条例第17条では、市民政策提案ができる市民の要件を18歳以上としている。これは、応募条件の年齢については、市民参加の対象と考えられる社会人としての年齢を考慮したとの考えによるものである。
- 各国における選挙権については、18歳以上としている国が大半である。

### 2 住所要件

公職選挙法では、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権について、引き続き3か月以上当該地方公共団体の区域内に住所を有する者に、選挙権を与えることとしている。この理由については、「その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間をそこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要である」と考えられたことによる。

そのため、住民投票の投票資格についても、公職選挙法の住所要件に鑑み、引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有する者を投票資格者とする。